

施設等長 各位

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

今井 智子

横浜市障害者施設等通所者交通費 2023年度後半期分の請求準備について（通知）

日ごろから横浜市障害者施設等通所者交通費助成事業にご協力いただき、ありがとうございます。4月にご請求いただく、2023年度後半期分（10月～3月通所分）の通所交通費について、通所交通費助成システムをご利用のうえ、請求書類の準備を進めていただき、提出期限までにご提出ください。

※提出書類の確認には別紙「請求書類提出前チェックシート」をご活用ください。

登録している単価情報（手帳情報・住所・経路・運賃等）に変更がないか、請求の前に必ずご確認ください。後から変更が判明すると、判明するまでの期間や変更内容によっては多額の**返還金が発生する可能性もあります**ので、ご注意ください。

また、10月以降新たに通所を開始した方や、単価情報に変更があった場合は、可能な限り3月20日（水・祝）までに単価申請をお願いいたします。3月20日（水・祝）までの申請分については、4月1日（月）頃、審査結果をシステム上に表示します。（単価を承認します。不備の場合は差戻しとなります）。

※3月21日（木）以降に通所を開始した方は、4月10日（水）までに単価申請いただければ、4月17日（水）頃に審査結果をシステム上に表示します。

請求及び単価申請の方法については、横浜市ホームページに掲載の通所交通費システムのマニュアルをご参照のうえ、ご対応をお願いいたします。

【システムマニュアル掲載ページ（横浜市ホームページ）】 URL 又は二次元バーコード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/shien/kotsuhimannual.html#e>



※通所交通費システムからもご覧いただけます。常時更新していますので、古いマニュアルを印刷されている方は最新版（Ver2.4 令和6年2月19日版）を改めてご確認ください。

- 1 請求期間 **令和6年4月1日～令和6年4月22日（月）消印有効**
- 2 提出書類 (1) 委任状（第1号様式）の写し（※白黒コピー）
※後半期請求分は、2023年度前半期請求がなかった方のみ委任状が必要です。
(2) 請求書（第2号様式）※原本（委任状と同じ押印必要）
(3) 請求内訳兼支給台帳（第3号様式）※原本
※「請求書類提出前チェックシート」は提出不要です。
- 3 提出先 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市健康福祉局障害自立支援課 移動支援係「通所者交通費担当」宛

裏面に大事なお知らせがございます。必ずご確認ください。

【令和6年4月以降】請求・支払い手続きの運用について

本事業は、皆様のご協力のもと、横浜市障害者施設等通所者交通費助成要綱（平成28年10月1日健障福第1756号（以下「要綱」という。））に基づき、通所者が請求及び受領に関する一切の権限を通所する施設等の長に委任し、施設等の長から本市に請求を行っていただいております。

この度、通所者交通費助成事業の制度運用の適正化を図るため、請求・支払い手続きの運用について、次のとおり整理いたしましたので、ご対応をお願いします。

1 法人名について

請求書の「施設等名」と「口座名義」は、できる限り一致させてください。

※口座名義が法人名の場合、請求書の施設等名の上部に手書きで法人名を補記してください（通所交通費システムに登録されている法人名に限る）。請求書の施設等名欄に法人名も記載されていれば補記は不要です。今後、システムで請求書を作成いただく際、法人名が自動明記されるよう検討しています。

2 振込口座について

通所交通費のお支払いについて、制度開始当初、特例として一部施設のみ、通所者ご本人の口座に支払いを行う運用を行ってまいりました。

令和6年10月1日以降（2024年度前半期分の通所交通費から対象）、通所交通費の請求については、施設等の長への支払い（法人口座等）を徹底させていただきます。

【問合せ先】横浜市健康福祉局障害自立支援課移動支援係 通所交通費担当

T E L : 045-671-2401 F A X : 045-671-3566